

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する等の訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式並びに改正後訓令において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。

3 既存訓令において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないと認められる表及び様式については、教育長が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例(令和七年徳島県条例第四十九号)第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後訓令の様式に相当する既存訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。